

尼崎市総合計画審議会第1分科会資料
資料第2号 - 2
平成29年3月21日

## 施策別記載内容（案）

尼崎市



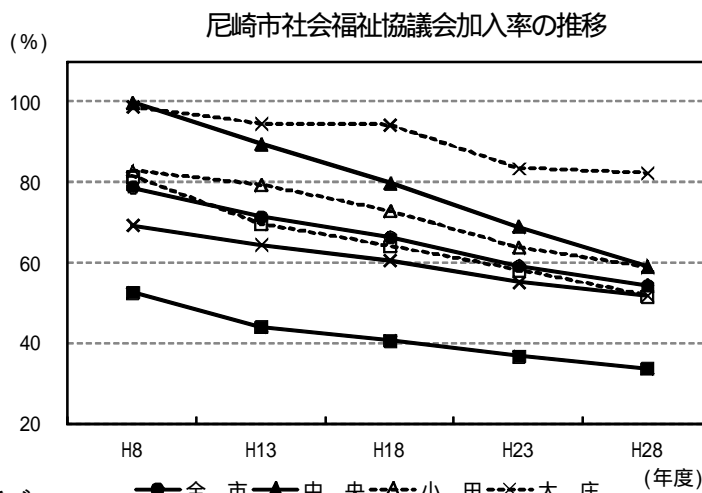


# みんなの支えあいで地域が元気なまち

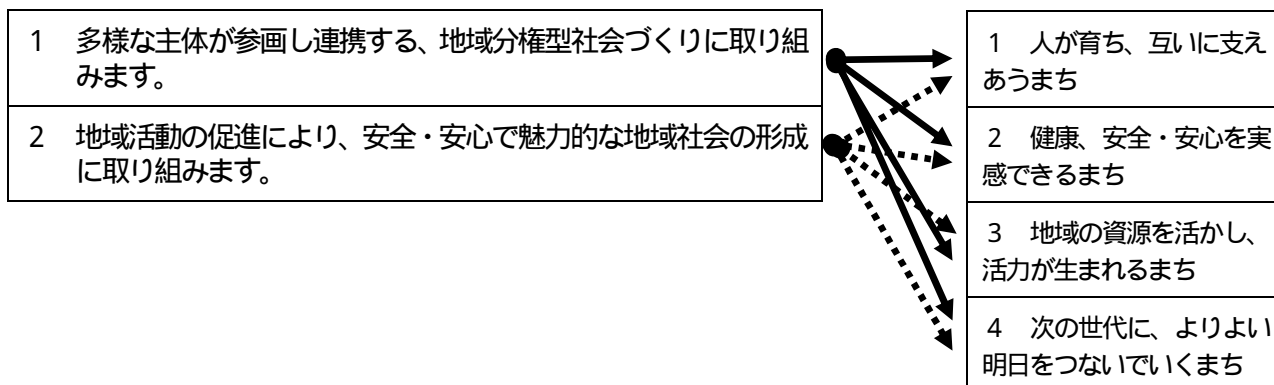
立場や特性の異なるさまざまな主体が、お互いを認め、分かり、尊重し、適切な役割・責任分担のもとに連携し、相乗効果を高めながら、自治意識や地域への愛着を高めることで、暮らしやすく、魅力のある地域社会をめざします。

## 1. 施策を考える背景

- 本市では、平成28年10月に、様々な主体が協力し、より良いまちをつかっていくために、市民・事業者・行政等、まちづくりに関わる者の基本的な役割などを盛り込んだ「尼崎市自治のまちづくり条例」を制定しました。この条例の趣旨に沿い、多様な担い手の意思と責任により地域コミュニティが活性化していくよう取り組むことが必要です。
- 情報化の進展や生活利便の向上等により、個人の意識や行動が多様化し、近所づきあいや連帯感が希薄化するなか、子どもや地域で孤立する高齢者等の見守り活動の必要性や防災意識の高まり等から、地域コミュニティの大切さが改めて見直され、地域の「絆」の重要性が再認識されました。
- まちの美化をはじめ、防犯・防災、子育て、福祉など、地域の課題が多様化しており、これらの解決に当たっては、市民自らが地域をよくしようという意識は欠かせないものです。
- 本市では、多様な団体が自主的な地域活動を展開していますが、中でも身近な自治会活動については、その大半を、社会福祉協議会を構成する福祉協会が担っている全国的に見ても特徴のある自治体です。
- 地域では、リーダーの高齢化や福祉協会役員等への負担の集中などの課題があるほか、全市的に社会福祉協議会（福祉協会）への加入率は漸減傾向にあります。この傾向に歯止めをかけるとともに、地域活動を担うリーダーや、主体的・自主的に社会貢献活動等に取り組む市民、NPO等の新しい公共の担い手となる団体が育まれる環境を整備し、さまざまな主体が連携するなかで自治基盤の活性化を図ることが課題です。
- 市民アンケートからは、地域活動への参加に興味を持つ人が多く見られるものの、実際に活動に参加している人は少ない、といった状況にあることから、誰もが参加しやすい環境をつくることが課題です。



## 2. 施策の展開方向



### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>近所づきあいや町会・自治会活動、地域のイベントなどに主体的に参加し、地域交流の輪を広げます。</p> <p>地域社会の一員としての自覚を持ち、地域の歴史や課題を学ぶとともに、次代を担う子どもたちの地域への愛着をはぐくんでいきます。</p> <p>地域で活動するさまざまな団体や行政と連携を図りながら、身近な地域課題の解決に取り組みます。</p>		
行政	<b>【展開方向1】地域分権型社会に向けた取組</b>	市民・事業者	
	地域課題の解決に向けた住民の自主的な活動への支援、地域資源を活用する取組への支援、地域コミュニティへの参加のきっかけとなる場の提供、地域におけるさまざまな団体による連携のしくみづくり等、地域振興センターを中心とした地域振興機能の再構築に取り組みます。		
	<b>【展開方向2】地域コミュニティの形成のための支援</b>	市民・事業者	
	地域振興センターは、市民の市政やまちづくりへの参画のための身近な相談窓口となるとともに、市民と行政又は市民同士の相互理解が深まり、協働の取組につながるような交流や対話、活動の機会の提供に努めます。		
	<b>【展開方向2】地域コミュニティ活動を担う人材の育成</b>	市民・事業者	
市民の主体的な学習や活動を支援し、学びを通して地域を支える人材が育まれる環境づくりに取り組みます。 あわせて、職員と市民が互いに学びあい活動する環境づくりや、シチズンシップ教育の推進に取り組みます。			

現在記載している各指標の数値は参考数値です

### 4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	市政に対して関心を持っている市民の割合	市民・事業者等が市政や身近な地域に関心を持ち、自らの問題としてともに学び、考え、課題の解決に向けて行動していけるような地域となるよう、市民の市政への関心が高まることを目指します。	53.5[%]	60.0[%]
2	社会福祉協議会などの身近な地域活動に参加している市民の割合	市民・事業者等が社会福祉協議会をはじめとする自治会活動や様々な地域の活動に参加し、身近な地域の魅力を高めていくことを目指します。	24.1[%]	30.0[%]

#### 分野別計画

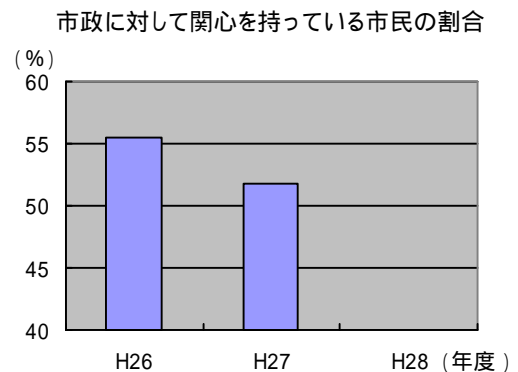
協働のまちづくりの基本方向（H19年度～）、地域福祉計画（H29～33年度）、次世代育成支援対策推進行動計画（H28～31年度）、地域いきいき健康プランあまがさき（H30～35年度）、生活習慣病予防ガイドライン（H23～34年度）

# 誰もが地域でその人らしく暮らせる福祉のまち

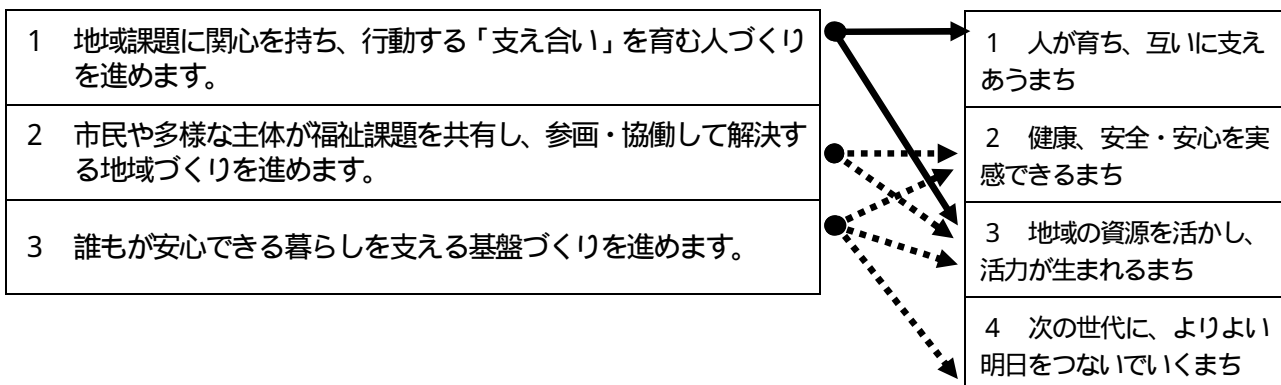
市民や事業者が地域課題を自分のこととしてとらえ、行政とともに、みんなで支え合う仕組みを作ること  
で、地域に住むすべての人が、その人らしい生活を地域で送り続けながら、孤立することなく、安全に、安  
心して暮らせる地域福祉社会をめざします。

## 1. 施策を考える背景

- ・ 少子高齢化の進展や単身世帯の増加等に加え、社会経済情勢の変化とともに、人々の暮らし方や働き方、価値観が多様化し、地域社会において人と人のつながりが弱くなっていると言われ、住民同士の助け合いによる課題解決が難しくなっています。
- ・ また、一人暮らしの高齢者の電球交換やゴミ出し、買い物などの少しの困りごとを頼める人がいないといった悩みをはじめ、壮年期のひきこもり、子育てに悩む保護者の孤立、若年層の貧困、子どもや高齢者に対する虐待、振り込め詐欺などの犯罪被害の増加、孤立死や自殺等の深刻な問題、要配慮者（災害時要援護者）支援の対応など、地域の生活福祉課題は多様化・複雑化、そして深刻化してきています。
- ・ これまでも、自分や家族の努力ではどうにもならない課題や困難にぶつかったときに誰もが安心して暮らせるよう、公的サービスの充実が図られてきましたが、多様化・複雑化した課題に対しては、公的サービスだけでなく、身近な人や地域による支え合いの力を高めていく必要があります。
- ・ そのため、行政による福祉サービスを充実させることはもちろんのこと、住民一人ひとりが時と場合に応じてお互いに「支える」、「支えられる」ことを意識し、多様な地域課題に対して、日頃の地域のつながりの中で話し合い、それぞれのできる範囲で主体的に関わり、地域の様々な活動に参画・協働し「支え合う」ことができれば、誰もが安心して暮らすための大きな力となります。
- ・ 尼崎市は多様な人材や企業、団体が集まり、多様性や包容力という”つよみ”を持つまちでもあり、このつよみを最大限活かし、新たな担い手や様々な活動がつながりを作ることで、そうした活動が次の世代へと引き継がれていくことが必要です。



## 2. 施策の展開方向



### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>地域活動へ主体的に参画し、住民同士のつながりを作り、地域課題の共有・解決の支え合いの地域づくりを進めます。</p> <p>地域で活動する様々な団体や行政と連携を図りながら、身近な地域の生活・福祉課題の解決に取り組みます。</p> <p>身近な地域で困り事を抱え、孤立している人に早めに気付き、専門機関等につなぐことに努めます。</p> <p>事業者は、利用者のためのサービスの質の確保・向上に努めます。</p> <p>事業者は、地域社会の一員として、地域の課題解決のために地域住民との協働に努めます。</p>		
行政	<p><b>【展開方向1】支え合いを育む人づくり</b></p>	市民・事業者	■
	<p>様々な学びを通して、地域や福祉、人権に関して正しく理解し、地域の様々な課題に気づき、自分のこととしてとらえ、その解決に向けて自ら取り組んでいく意識を醸成します。</p> <p>性別、年齢、障害の有無、国籍、地域住民かどうかに関わらず、全ての市民が主体的に地域の担い手として活躍できる仕組みづくりを市民とともに進めます。</p> <p>多様化・複雑化する課題の解決に向けて、地域の様々な活動、専門機関をつなぎ、支える人材を育成します。</p>		
	<p><b>【展開方向2】多様な主体の参画と協働による地域づくり</b></p>	市民・事業者	■
	<p>多様な活動主体や様々な専門機関が、地域の活動と連携、協働しながら取り組む、地域、専門機関、市の重層的なネットワークを構築します。</p> <p>誰もが孤立することなく、地域のつながりの中で、安全・安心に暮らすために、多様な見守り・支え合いを進めます。</p> <p>誰もが安心して、その人らしく、生きがいのある暮らしを送ることができる地域づくりを進めるために、その手法により、様々な困りごとや不安等に対応した地域福祉活動を推進します。</p> <p>社会福祉法人、企業、NPO等が地域社会の一員として、それぞれの“つよみ”を活かし、地域の様々な団体・地域住民と協働し、課題解決に取り組むことを推進します。</p>		
	<p><b>【展開方向3】誰もが安心できる暮らしを支える基盤づくり</b></p>	市民・事業者	■
<p>社会的孤立、社会的排除の状態や制度の狭間であって支援の届かない市民を早期把握し、必要な支援につなげるために地域のネットワークを構築し、専門機関のネットワークと連携することで、包括的・総合的な相談支援体制の充実を図ります。</p>			

### 4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	市政に対して関心を持っている市民の割合	市民・事業者等が市政や身近な地域に関心を持ち、自らの問題としてともに学び、考え、課題の解決に向けて行動していけるような地域となるよう、市民の市政への関心が高まることを目指します。	51.8%	60%
2	身近な地域活動に参画している市民の割合	市民意識調査において、自治会活動や様々な地域の活動に「参加している」と回答した市民の割合です。	■	■
3	孤立感を感じている市民の割合	小地域福祉活動を広げていくなかで、こうした人を発見し、そのニーズへの対応も含め、この割合が少なくなることをめざします。	35.9%	32.1% 以下

現在記載している各指標の数値は参考数値です

#### 分野別計画

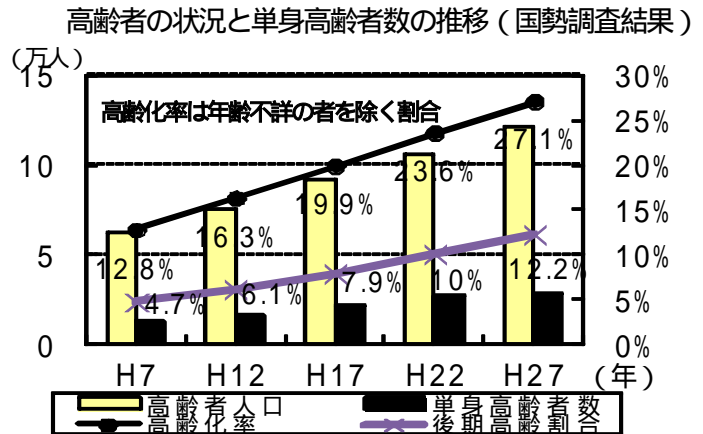
地域福祉計画（H29～33年度）、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H30～32年度）、次世代育成支援対策推進行動計画（H28～31年度）、子ども・子育て支援事業計画（H27～31年度）、障害者計画（H27～32年度）、障害福祉計画（H30～32年度）、地域防災計画（S36年度以降毎年修正）、協働のまちづくりの基本方向（H19年度～）

# 高齢者が地域で安心して暮らせるまち

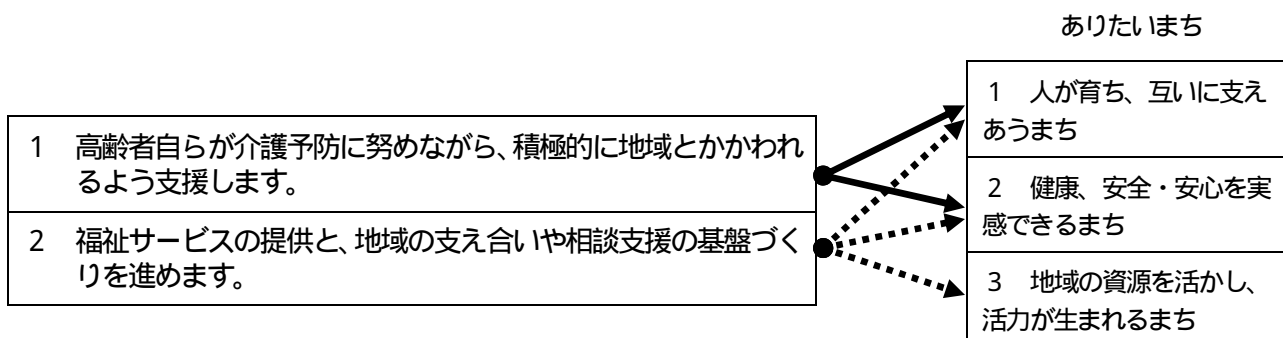
高齢者の生活様式や考え方、価値観は今後ますます多様化していくと考えられます。こうした新たな価値観を持った高齢者像を念頭に置き、「高齢者が尊厳を持ちながら、安心して多様な暮らし方を選択できる地域社会」をめざします。

## 1. 施策を考える背景

- 本市における高齢化率は、平成27年には27.1%となっており、全国(26.7%)とほぼ同じ割合で高齢化が進んでいます。ただ、他都市に比べると、高齢者の単身世帯が多い傾向があり、今後も増加することが見込まれます。
- 平成37年(2025年)には、団塊の世代が後期高齢者となり、介護や医療を必要とする高齢者の増加が見込まれています。介護予防や健康づくりは市民の生活の質を高める上でますます重要になるとともに、療養が必要になった時に必要なサービスを選択できることや終末期に向けた心づもりも大切です。
- 後期高齢者の増加に加え、介護人材の不足が見込まれています。行政による福祉サービスの充実のみならず、住民一人ひとりが時と場合に応じて「支える」、「支えられる」ことを意識し、元気な高齢者自身も支え手となるなど、多様な主体による、地域で支え合うための体制を強化していく必要があります。
- 高齢者が可能な限り住み慣れた地域で安心して自立した日常生活を営むことができるよう、各分野の専門職同士が連携することで医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築を実現していく必要があります。
- 高齢者が抱える課題が複雑化する中、地域包括支援センターでは各地域の高齢者総合相談窓口として、介護予防活動の促進から権利擁護、高齢者虐待に至るまで包括的に対応し支援を行うなど、その役割はより重要になってきています。
- 認知症の人の増加が見込まれる中、専門機関、地域住民による認知症に対する適切な理解や、認知症の人を支えるネットワークづくり、早期発見による集中的な支援体制の構築等が重要です。
- 介護予防の推進や介護人材の確保等を着実に進め、費用の効率化を行うことで、介護保険制度をより持続可能なものにする必要があります。



## 2. 施策の展開方向





### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>自分の健康を意識し、健康づくりに取り組みます。</p> <p>高齢期になってからも地域・社会とのかかわりを積極的に持ち続け、認知症の人をはじめとした、支援を必要とする近隣高齢者等に思いやりを持って接し、支えられるだけでなく、互いに支えていく担い手となる高齢者の地域参加を支援します。</p> <p>事業者は高齢者の介護予防を支援する取組を提供します。</p> <p>事業者は、高齢者のニーズにあった支援サービスを提供します。</p> <p>事業者は高齢者が安心して暮らせる住まいづくりを行います。</p> <p>事業者は、高齢者に向けた情報や催し、また世代間交流や高齢者の持つ技術が活かされるような機会を増やします。</p>
行政	<p><b>【展開方向1】健康づくり・介護予防の推進、社会参加の促進</b> <span style="float: right;">市民・事業者</span></p> <p>壮年期からの介護予防の取組等を充実させ、広がるように働きかけていきます。</p> <p>ハード面のユニバーサルデザイン化だけでなく、近隣の高齢者に思いやりを持って接していただけるような啓発、高齢者と地域住民がかかわりを持つ機会を増やします。</p> <p>高齢者の豊かな知識・経験・能力が、地域福祉の向上に大きな役割を担っていただけるよう、社会参加の機会を提供し、ふれあいと生きがいのある地域社会の形成に努めます。</p>
	<p><b>【展開方向2】福祉サービスの提供と地域の支え合いや相談支援の基盤づくり</b> <span style="float: right;">市民・事業者</span></p> <p>地域を支える各主体が断片的につながり、ニーズに応じた取組が実践できるよう、総合的な支援を行います。</p> <p>成年後見制度など高齢者単独・夫婦のみの世帯を支える権利擁護の取組を推進します。</p> <p>認知症の早期発見・早期支援に向けた取組や認知症の方やその家族を支える仕組みなど、新たな施策や既存の事業を組み合わせた支援策を重層的に展開します。</p> <p>介護保険サービス内容の周知を行うとともに、高齢者のニーズに対応した事業所の指定を行うなど施設サービス、在宅サービスの確保に努めます。</p> <p>高齢者に対する総合相談窓口として、地域包括支援センターによる高齢者支援の充実に努めるとともに、市民への周知に取り組みます。</p> <p>在宅での療養が必要になった時に必要なサービスを適切に選択できるよう、また人生の終末期に向けた心づもりができるよう、医療と介護の連携に向けた取組を進めます。</p>

### 4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	生きがいを持つ高齢者の割合	市民意識調査において、「生きがいを感じていることがある」と回答した高齢者の割合です。高齢者が介護予防を通じて身体の健康維持に努めながら、社会とのかかわり等を持つ中で生きがいを持って生活できるよう取り組みます。	64.0[%]	75.9 以上
2	地域の中で頼れる人がいる割合	市民意識調査において、「家族以外に頼れる人がいる」と回答した高齢者の割合です。認知症の方の支援、医療介護の連携、地域包括支援センターの持つ役割や取組により、高齢者が安心して暮らせるまちを目指します。	54.8[%]	54.8 以上

現在記載している各指標の数値は参考数値です

#### 分野別計画

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（H30～32年度）、地域福祉計画（H29～33年度）

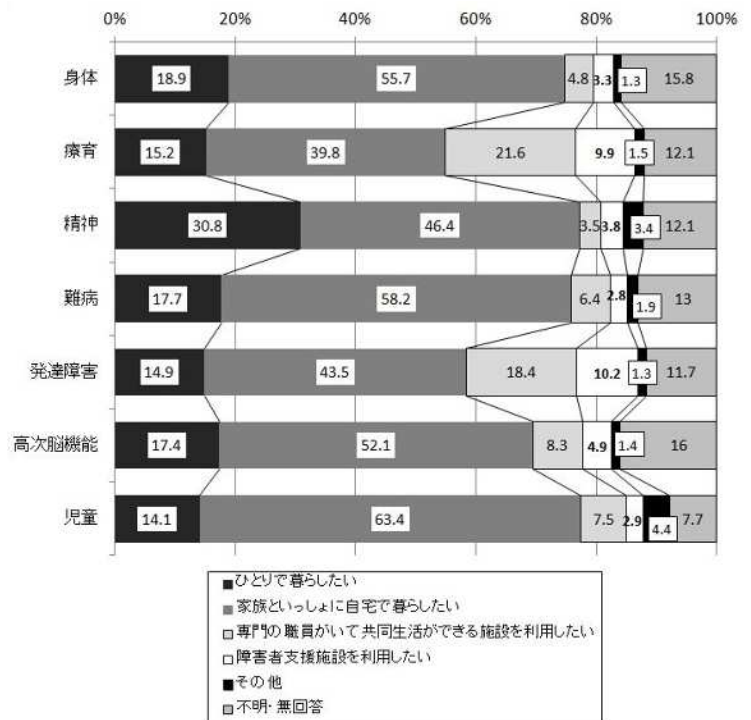
# 障害のある人が地域で自立して暮らせるまち

誰もが地域の中で豊かに生活し、地域とのかかわりの中で、自立して過ごせる支えあいのまちづくりといった人間尊重の視点に立った施策の推進により、障害のある人が地域の一員として、自立した生活を送ることができる地域社会をめざします。

## 1. 施策を考える背景

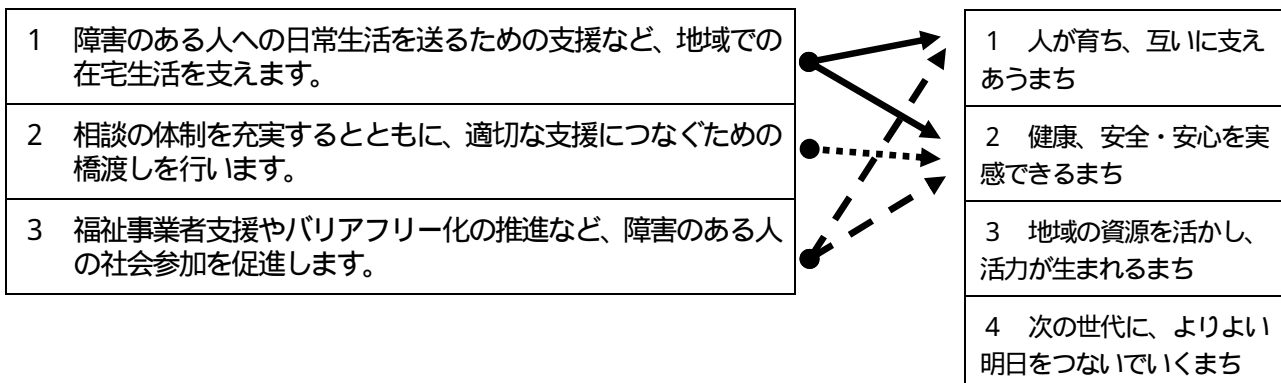
- 障害のある人へのアンケート調査によると、今後の暮らし方としては、家族と同居を希望する人のほか、単身やグループホーム等を含めて地域での生活を希望する方が多くなっており、在宅支援の充実、住まいや日中活動の場の確保など、地域生活を支える基盤整備が必要です。
- また、知的障害のある人、精神障害のある人及び発達障害のある人並びに障害のある児童の約半数が障害のために差別や偏見等を感じていると回答しており、障害のある人や子どもに対する正しい理解や、社会参加のしやすい環境づくりが必要です。
- 移動支援をはじめとした地域生活支援事業など、障害のある人の地域生活を支援するため、本市ではさまざまな取組を行っています。
- 本市では、障害のある人が多いことや、本人だけでなくその家族も課題を抱えているケースが多いこと等を背景に、専門性や複合的な支援が必要となる相談が増えています。
- これまでの相談支援体制では、ライフステージごとで相談が行われるなかで、次のステージでの支援に必要な情報の共有化が十分図られなかったため、ニーズが潜在化するなど、生涯にわたってサポートすることが難しい状況も見られます。

障害のある人の今後の暮らし方への希望について



『『尼崎市障害者計画』等の改定に係るアンケート調査結果報告書（平成26年）』より

## 2. 施策の展開方向



### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	障害のある人・子どもに対する理解を深めます。 地域でのイベント等を通じて普段から障害のある人・子どもと交流を深めます。 障害のある人の地域での生活を見守り、ともに生活できるよう必要に応じて支援します。 事業者は、日常生活を支える障害福祉サービス等を提供します。 事業者は、障害のある人の雇用に取り組み、働きやすい環境づくりを行います。 相談支援事業者は、障害の特性やその人のニーズに応じた支援が受けられるようにします。		
	【展開方向1】日常生活の支援の充実と権利擁護	市民・事業者	
行政	ホームヘルパー等の人材確保と資質の向上、事業所に対する情報提供、医療・保健との連携、必要な施設整備への支援など、日常生活を支える障害福祉サービスを事業者が提供できるよう支援を行います。 成年後見制度の活用や障害のある人に対する虐待の早期発見など、権利擁護にも取り組みます。		
	【展開方向2】相談体制の充実とネットワークの構築	市民・事業者	
	市の相談支援体制の整備と専門的な支援等が必要な場合の適切な相談窓口への橋渡しを行うとともに、関係機関との情報共有化による途切れのない相談支援など、総合的な相談支援体制の構築に努めます。 複雑かつ専門的な支援や共通課題の解決に向けた協議等を行うためのネットワークの構築を中心になって行います。		
	【展開方向3】日常生活での交流の支援	市民・事業者	
	障害への正しい理解に対する啓発等を行い、障害のある人となない人との交流を支援します。		
	【展開方向3】働く場の確保	市民・事業者	
	国、県等と連携しながら、障害のある人の働く場を確保するよう努めます。		
【展開方向3】社会参加の促進	市民・事業者		
障害のある人・子どもが積極的に社会参加することのできる環境づくりを進めるため、民間事業者による各種の割引制度や支援活動等の周知など、民間の取組を支援します。 公共施設等をはじめとしたバリアフリー化の推進を図るとともに、文化・スポーツ・レクリエーション等を含めて、障害のある人が地域で活動しやすい環境づくりに努めます。			

### 4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合	市民意識調査において、「地域の環境が整っている」と回答した市民の割合です。障害のある人が地域での日常生活を送ることや社会参加をする上で、地域の意識や受け入れ環境が整っていると市民が感じられるまちを目指します。	39.1[%]	40.3[%]
2	サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率	サービスの支給決定者（児）に対する利用計画の作成達成率を向上させることにより、適切なサービス支給が行われている環境が整うことを目指します。	14.1[%]	100[%]
3	委託就労支援機関を通じた就労者数	本市が委託する就労支援機関を経由して、一般就労に至った人数です。障害のある人の働く場の確保に努めます。	36 [人]	45[人]

現在記載している各指標の数値は参考数値です

#### 分野別計画

障害者計画（H27～32年度） 障害福祉計画（H30～32年度） 地域福祉計画（H29～33年度） 次世代育成支援対策推進行動計画（H28～31年度） 地域いきいき健康プランあまがさき（H30～35年度） 人権教育・啓発推進基本計画（H22～31年度）

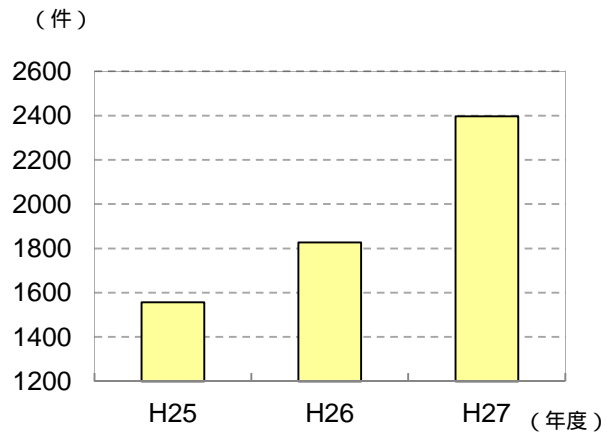
# 生活に課題を抱える人が安心して暮らせるまち

失業や不安定就労による経済的な困窮等の生活上の課題や、離婚等子どもの養育環境にも影響を与える家庭内の課題が増加しているなかで、生活に課題を抱える人又は世帯が、必要な支援を受けながら、自立し安定した生活を送ることができるまちをめざします。

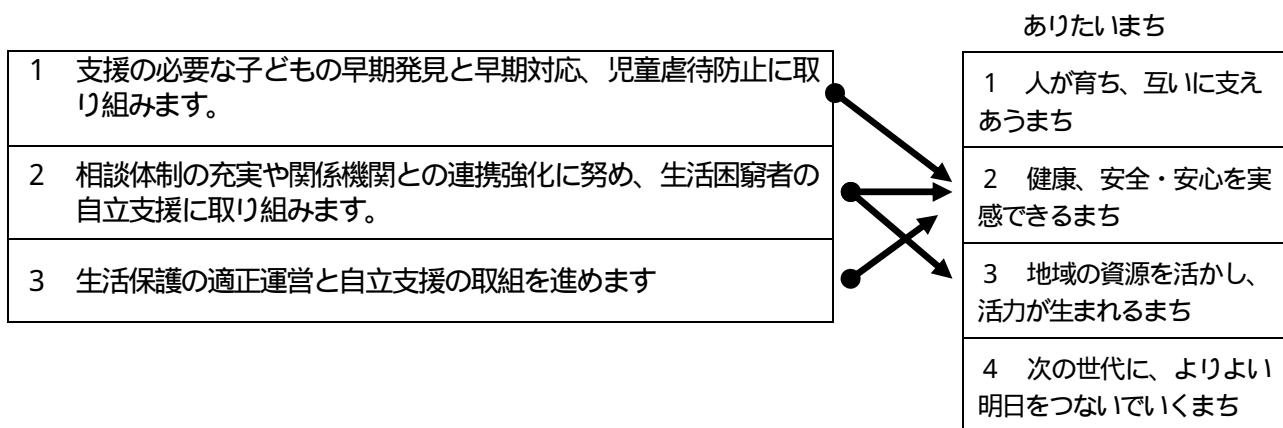
## 1. 施策を考える背景

- ・ 少子化や核家族化等による家族形態の多様化や、地域社会のつながりの希薄などにより、子育ての悩みや不安を持つ保護者が増えています。
- ・ 家庭不和や離婚等子どもの養育環境に影響を与える家族の問題や、配偶者からの暴力等家庭内におけるさまざまな課題が増加しており、特に、児童虐待等の要保護児童に関する相談件数が増えています。
- ・ 生活の中で起こりうる様々なことをきっかけとして、長期失業や社会的孤立、**経済的な困窮状態を招くなど、生活上の課題が複合することで、**より深刻化しています。
- ・ 平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者が「制度の狭間」に陥らないよう幅広く相談支援を行うほか、支援のためのネットワークづくりが求められています。
- ・ 最後のセーフティネットである生活保護制度がより適正に機能し、自立が促進されるような取組が求められています。

要保護児童に関する相談件数（要保護児童対策地域協議会）



## 2. 施策の展開方向





### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>児童虐待について正しい知識を持ち、誰もが発見者となりうることを意識するとともに、児童虐待と疑われる事例を発見した場合には通報します。</p> <p>子どもの健やかな育ちや安全への配慮のため、地域での見守りに努めます。</p> <p>児童虐待防止に関する啓発事業に積極的に参加し、児童虐待の早期発見に努めます。</p> <p>生活に課題を抱える人の自立に向けて、ともに考えていくという視点を持ちます。</p> <p>事業者は、生活保護受給者の自立に向けた就労体験等の取組に協力します。</p>
行政	<p><b>【展開方向1】 支援を要する子どもの早期発見と早期対応</b> <span style="float: right;">市民・事業者</span></p> <p>市民の理解と協力を得るため、地域の団体と連携しながら、児童虐待防止に関する啓発や相談窓口の周知等に努めます。</p> <p>子どもに関する様々な問題に対して、家庭や関係機関からの相談に応じ効果的な援助を行うとともに、保護者の社会的理由による一時的な養育困難に対し、児童福祉施設での一時預かりを実施するなど子育て負担の軽減を図ります。</p> <p>要保護児童対策地域協議会において要保護児童への支援体制の強化を図ります。</p>
	<p><b>【展開方向2】 幅広い支援に向けた連携</b> <span style="float: right;">市民・事業者</span></p> <p>生活に課題を抱える人が、安心して相談できる体制づくりに取り組みます。</p> <p>生活に課題を抱える人を、外部機関も含めた関係機関と連携し、社会資源の開発も含めて総合的に支援します。</p>
	<p><b>【展開方向2】 生活困窮者自立支援制度による就労等自立の支援</b> <span style="float: right;">市民・事業者</span></p> <p>より多くの方が就労により自立した生活ができるよう、ハローワーク等の関係機関と連携して支援をします。また、就労が難しい方に対しても社会とのつながりを取り戻せるよう支援します。</p> <p>就労を希望する人の状態に応じて、幅広い就労先を提案できるよう、求人事業者や就労訓練事業の受入れ事業者の開拓に取り組みます。</p>
	<p><b>【展開方向3】 生活保護の適正運営と自立支援</b> <span style="float: right;">市民・事業者</span></p> <p>法令等に基づく適正な支援・措置を行い、安心して信頼される取組を進めます。</p> <p>生活保護受給者の自立助長をめざし、再チャレンジに手を差し伸べる取組を進めます。</p> <p>生活保護の世代間連鎖が社会問題になりつつあるため、健全育成を支援する取組を進めます。</p>

### 4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	要保護児童に関する個別ケース検討件数	要保護児童に対する具体的な支援の内容等を検討する個別ケース検討会議で協議した児童の延べ件数です。より多くの事例を蓄積・共有することで、問題への対応力の強化を図ります。	289[件]	332[件]
2	生活困窮者自立相談支援事業の就労・増収率	自立相談支援窓口の職業紹介事業等の就労支援により就労開始または増収に至った人の割合です。	49.3[%]	50[%]
3	生活保護受給者就労支援事業における就労開始件数	生活保護受給者が就労支援事業によって就労を開始した件数をいし、この件数が増えることは、適切な支援を行うことで自立の助長につながったと見ることができるため、この施策の指標としています。	245[件]	315[件]

現在記載している各指標の数値は参考数値です

#### 分野別計画

地域福祉計画（H29～33年度）次世代育成支援対策推進計画（H28～31年度）第3次男女共同参画計画（H29～33年度）配偶者等からの暴力対策基本計画（H24～29年度）人権教育・啓発推進基本計画（H22～31年度）

# いきいきと健康に安心して暮らせるまち

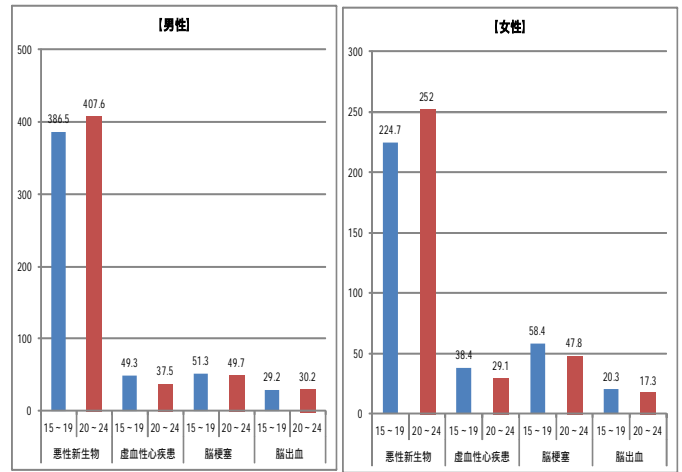
健康寿命の延伸を目指し、すべての市民がより良い生活習慣を選択できるように健康や医療について正しく学び、すべてのライフステージを通じて主体的に健康づくりに取り組むとともに、個人や家庭、地域、行政などが協働して、健康づくりを支援し、生活衛生面も含めて、市民が健康や安心を実感しながら、いきいきと暮らし、社会に参画し続けられるまちをめざします。

また、国民健康保険等の医療制度の継続的かつ安定的な運営とともに、必要に応じた適切な保険医療サービスを安心して受けることができるまちを目指します。

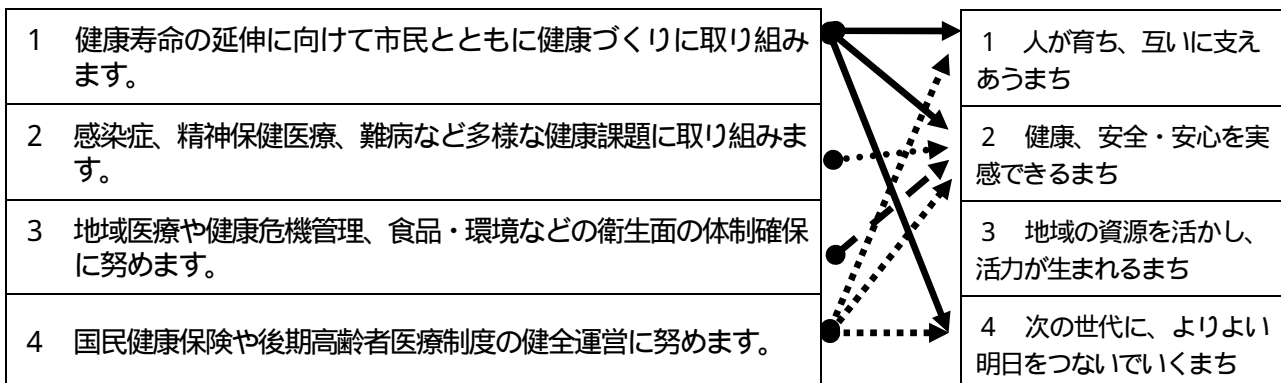
## 1. 施策を考える背景

- 本市の平均寿命は男女とも県下最下位であり、65歳未満の死因では、悪性新生物（がん）が約4割、心血管疾患死が2割と、生活習慣病関連疾患で約6割を占める状況にあり、早世を防ぐ対策が必要です。（平成22年国勢調査）
- 全年齢の死亡率では、生活習慣病予防に向けた特定健診の開始により、心筋梗塞、脳梗塞死亡率は、開始前の5年間と比べて、男女とも減少していますが、男性の脳出血と男女の悪性新生物死亡率は増加しており、これらの予防対策の強化が必要です。
- 感染症の発生については、緊急時において迅速かつ的確な対応が図れるよう、平時から体制の整備並びに試験検査を含む疫学調査機能の充実及び強化が求められています。
- こころの病気の急増により、5大疾病の1つとして新たに精神疾患が加えられたことや、難病法の施行により指定難病の対象疾病が拡大するなど、多様な健康課題への取り組みが求められています。
- 大規模災害の発生を想定した、災害時における健康危機管理体制の整備が課題となっています。
- お互いの支えあいによって健康な生活を保障する国民健康保険等の医療保険制度は、なくてはならない社会保障のしくみであり、このしくみを将来にわたって継続的に運営していくために、市民や事業者、医療機関が互いに協力し、支えあっていく必要があり、医療保険制度の適切な維持・運営が課題となっています。

主な死因別死亡率（人口10万人対）の推移



## 2. 施策の展開方向



### 3. 各主体が取り組んでいくこと

市民・事業者	<p>がん検診の受診による悪性新生物の早期発見に努めるとともに、生活習慣病予防のための健診や保健指導を活用して、自ら主体的に、健康の維持、増進に努め、「尼崎市生活習慣病等予防ガイドライン」の健康指標の達成をめざします。</p> <p>地域ぐるみで健康学習の機会を持って共に学ぶなど、地域で健康づくり活動を進めます。</p> <p>事業者や医療機関は、連携しあいながら、生活習慣病予防や健康づくりをめざす市民を、サポートする環境づくりに取り組みます。</p> <p>医療関係機関は、医療サービスの質の維持・向上等に努めるとともに、適正な医療の提供に努めます。</p> <p>「食」への関心を深め、身近なところから衛生状態に気を配り、生活衛生環境の向上に努めます。</p> <p>市民、事業者、医療機関は、医療保険制度の適切かつ継続的な運営に向けて、制度の趣旨を理解したうえで、適正な利用や保険料の納付に努めます。</p>		
	【展開方向1】ヘルスアップ戦略の推進	市民・事業者	
行政	<p>より早期から望ましい生活習慣を選択する力の獲得や、生活習慣に起因、関連する疾病及び介護の予防については、組織横断的に施策を推進するとともに、必要に応じて、その施策の評価と再構築を行います。</p> <p>市民の健康実態の分析と情報の提供等に取り組みます。</p>		
	【展開方向1】団体、事業者とともに進める健康環境づくりの推進	市民・事業者	
	<p>地域で生涯にわたる健康づくりに向けた活動が広がるよう、そうした活動に携わる人材を育成します。</p> <p>健康寿命延伸にかかる産業と連携しながら、まちの健康環境づくりに努めます。</p>		
	【展開方向2】感染症の発生予防及びまん延防止対策の推進	市民・事業者	
	<p>感染症に関する正しい知識の普及啓発や健康相談等を行うとともに、感染症の発生の予防及び蔓延の防止を図ります。</p>		
	【展開方向2】健康回復や療養のための支援	市民・事業者	
	<p>大気汚染による健康被害者の健康回復や、難病患者への療養支援、精神疾患にかかる支援を推進します。</p>		
	【展開方向3】地域医療体制・健康危機管理体制の確保	市民・事業者	
	<p>医療関係施設の監視、指導を行うとともに、休日夜間の急病に対応できる適切な医療体制の確保に努めます。</p> <p>災害時等の緊急時における対応体制の確保に努めます。</p>		
	【展開方向3】食品・環境などの衛生面の体制確保	市民・事業者	
<p>食品・環境衛生施設等の監視、指導及び検査体制、相談体制の強化により、生活衛生面の安全・安心を図ります。</p>			
【展開方向4】医療保険制度の適切な維持・健全運営	市民・事業者		
<p>国民健康保険にかかる被保険者資格の管理、保険料徴収対策の推進、制度周知・広報等の実施により、制度の適切な維持・運営に取り組みます。</p> <p>特定健診・生活習慣病予防健診の受診率や保健指導実施率の向上や、健康についての学習機会の提供などを通じ、被保険者の健康増進、結果としての医療費適正化に努めます。</p>			

### 4. 進捗状況を測る主な指標

	指標	説明	策定時の値	目標値
1	平均寿命の県下順位	各ライフステージを対象にした、ヘルスアップ戦略の取組みをすすめ、市民の健康づくりと平均寿命の延伸をめざします。	最下位 (41位)	ランクUP
2	結核罹患率(人口10万人対)	本市における結核罹患率は全国平均14.4に対し23.8と依然高い状態にあることから、多様な健康課題に向けた取り組みを推進することにより、その低減を図ります。	23.8	19.5
3	食品衛生監視実施率	監視指導計画で、食中毒などの危害が生じた場合に影響の大きい施設等を対象とし、必要回数を設定して、監視を実施し、実施率を向上することで「食の安全・安心」を目指します。	84.7%	100%
4	特定健診・保健指導の受診率等	医療費の適正化に向け特定健診受診率の向上を図るとともに保健指導実施率の向上もめざすことで、生活習慣病予防の取組を推進します。	40.1% 44.3%	60.0% 60.0%

現在記載している各指標の数値は参考数値です

#### 分野別計画

生活習慣病予防ガイドライン(H23~34年度) 地域いきいき健康プランあまがさき(H30~35年度) 食育推進計画(H27~32年度) 地域福祉計画(H29~33年度) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(H30~32年度) 障害者計画(H27~32年度) 障害福祉計画(H30~32年度) 国民健康保険特定健康診査等実施計画(H25~29年度) 国民健康保険保険事業実施計画(データヘルス計画)(H27~29年度)